

伊勢市こども計画

<概要版>

令和7年3月
伊勢市

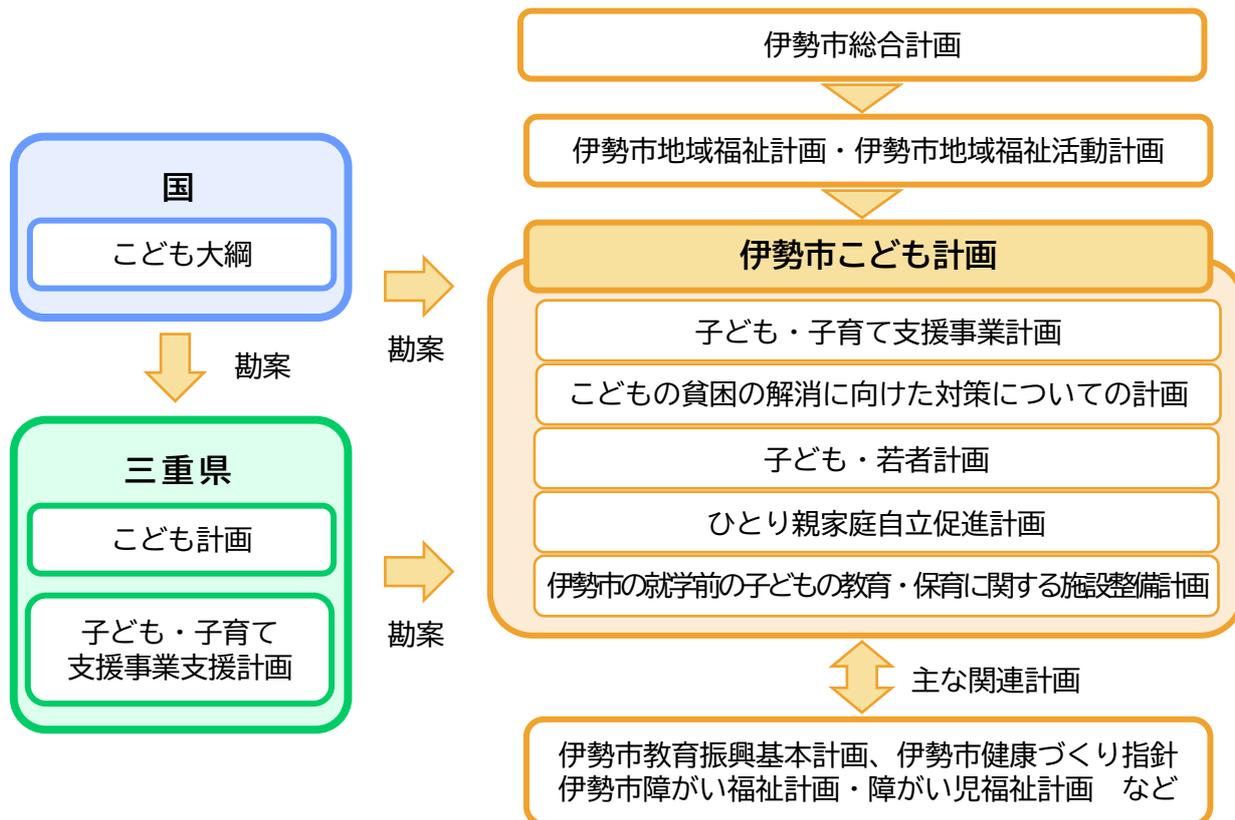
伊勢市こども計画とは

すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす計画です。

伊勢市では、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎えることから、令和7年度より、第3期伊勢市子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画などを包含する「伊勢市こども計画」を策定します。

計画の対象となる「こども」は、一定の年齢上限は定めませんが、概ね30歳までのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

計画の位置づけ



計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画									
		中間見直し			こども計画				
							中間見直し		改定

基本理念

こどもの^{おも}思いが^{じつげん}実現する ^{えがお}笑顔あふれるまち ^{いせ}伊勢

こどもは社会の希望であり、生まれながらに無限の可能性を秘めた、未来をつくるかけがえのない存在であるとともに、こどもの幸せは社会全体の願いです。

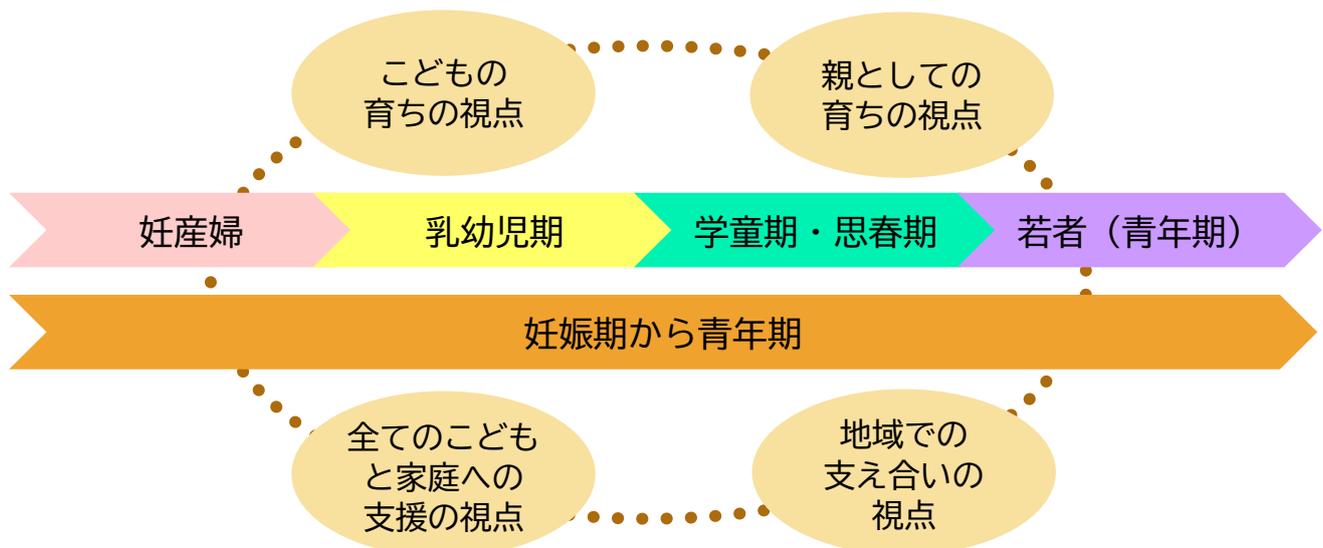
こどもは権利の主体であることを認識した上で、こどもの基本的人権を尊重し、現在と未来の「こどもの最善の利益」を最優先に考え、子育ての第一義的責任を有する保護者を支援していくことが重要です。

本市では、こどもの意見が尊重され、社会の様々な活動に参画し、子育て家庭も地域の様々な人々とつながりを持ち、地域社会の絆を大切にしてい、みんなが手をつないでこども・若者がかがやき笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

重点施策

1 こどもの権利を守る	貧困の解消に向けた取組・児童虐待防止の支援を充実します。 こどもや若者の意見表明の機会を確保し、こどもの権利保障を推進します。
2 妊娠期から幼児期の切れ目のない支援	安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師、助産師がサポートします。 育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供を行います。
3 こどもの豊かな人間性の育成と居場所づくり	基本的な生活習慣の形成や郷土教育、文化継承、人権学習の事業を進めます。 放課後児童クラブの充実や居場所づくりを進めます。
4 こども・若者の社会的自立の支援	若者の社会参画を促し、キャリア教育・就労能力開発にも注力します。 就労支援やインターンシップの機会も提供し、自立と社会参画を支援します。
5 困難を有するこども・若者への支援	個別の困難に対応した支援体制を充実させます。 相談機関の連携を強化・充実させ、問題の早期発見と解決、予防に努めます。

ライフステージごとの支援



各ライフステージにおける年齢は、次のとおりです。

- ・乳幼児期 0歳から6歳(就学前)まで
- ・学童期 6歳(就学後)から12歳(小学校卒業)まで
- ・思春期 10歳ごろから18歳ごろまで
- ・青年期(若者) 18歳ごろから概ね30歳まで

施策の体系

基本方針

基本施策

I

妊産婦への支援



- 1 妊産婦の健康管理・健康づくり

II

乳幼児期の支援



- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 幼稚園・保育所等と小学校との連携
- 4 乳幼児の健康管理の支援
- 5 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援
- 6 経済的負担軽減の支援

III

学童期・思春期の支援



- 1 学童期・思春期のこどもの居場所の確保
- 2 学校教育の充実
- 3 基本的な生活習慣の形成
- 4 豊かな人間性の育成
- 5 社会参画の促進
- 6 家庭・地域・学校の連携
- 7 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援
- 8 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- 9 次世代の親の育成

IV

若者（青年期）への支援

3
すべての人に健康と福祉を

4
質の高い教育をみんなに

5
ジェンダー平等を実現しよう

8
働きがいも経済成長も

1	社会参画・社会貢献の促進
2	就労支援
3	障がいのある若者への支援
4	ひきこもり支援
5	出会いや結婚への支援

V

妊娠期から青年期を通しての支援

1
貧困をなくそう

3
すべての人に健康と福祉を

4
質の高い教育をみんなに

5
ジェンダー平等を実現しよう

8
働きがいも経済成長も

10
人や国の不平等をなくそう

11
住み続けられるまちづくりを

16
平和と公正をすべての人に

1	子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援
2	要支援児童と家庭への支援
3	障がいのある子どもと家庭への支援
4	子どもの貧困の解消に向けた対策の充実
5	ひとり親家庭への支援の充実
6	健康づくりの推進
7	人権啓発・男女共同参画の推進
8	地域で取り組む交通安全と防犯対策
9	相談支援・情報提供の充実

成果指標

※アンケート調査結果等より、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答を合わせた割合

評価項目		現状値	目標値
①今、幸せだと思う割合	中高生	93.5%	95.0%以上
	若者	92.7%	95.0%以上
②子育てに関して不安や負担を感じないと思う割合	就学前保護者	49.8%	60.0%以上
	小学生保護者	44.3%	55.0%以上
③家や学校以外に安心できる居場所がある割合	中高生	78.5%	80.0%以上
	若者	78.7%	80.0%以上
④自分の将来について明るい希望があると思う割合	中高生	70.7%	80.0%以上
	若者	63.8%	80.0%以上
⑤伊勢市が子育てをしやすい市だと思う割合	就学前保護者	71.7%	80.0%以上
	小学生保護者	75.0%	80.0%以上

教育・保育の量の見込みと確保方策

本市においては、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策を設定します。

(単位：人)

児童数			計 画					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
新1号認定 新2号認定	量の見込み	幼稚園・認定こども園	573	548	501	466	437	
	確保方策	幼稚園・認定こども園	865	865	865	865	865	
		確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100	
2号認定	量の見込み	保育所・認定こども園	1,702	1,628	1,489	1,386	1,298	
	確保方策	保育所・認定こども園	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095	
		企業主導型保育の地域枠	32	32	32	32	32	
3号認定	量の見込み	0歳児	92	89	88	86	85	
		1歳児	331	358	348	341	336	
		2歳児	464	399	431	418	410	
	確保方策	0歳児	保育所・認定こども園	185	185	185	185	185
			特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
			企業主導型保育の地域枠	9	9	9	9	9
		1歳児	保育所・認定こども園	377	377	377	377	377
			特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
			企業主導型保育の地域枠	9	9	9	9	9
		2歳児	保育所・認定こども園	557	557	557	557	557
			特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
			企業主導型保育の地域枠	9	9	9	9	9

地域子ども・子育て支援事業

本市においては、以下の事業について、令和11年度の目標事業量を設定します。

事業名	概 要	目標事業量
①妊婦健康診査	安心して妊娠、出産ができるよう異常の早期発見につとめ、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。また、県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施します。	実利用者数：全ての妊婦
②一時預かり事業	保護者の急な病気などで家庭での保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュなどのために、保育所に入所していない子どもを一時的に保育します。	<幼稚園型> 延べ利用者数：31,000人日 実施か所数：公立3か所、 私立13か所 <在園児以外や登園日以外の利用> 延べ利用者数：5,000人日 実施か所数：公立5か所、 私立4か所
③子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の急な病気などにより子どもの養育が一時的に困難となったとき、または経済的な理由などにより母子を一時的に保護する必要があるとき、子どもや母子を一時的に養育や保護します。	延べ利用者数：24人日 実施か所数：5か所

事業名	概要	目標事業量
④延長保育事業 (時間外保育)	早朝から保育所を開所し、通常の受け入れ時間を超えた延長保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。	利用者数：280 人日 実施か所数：公立 2 か所 私立 10 か所
⑤病児・病後児保育事業	保育所などに通所しているこどもが、病気のために集団保育が困難で、保護者の仕事などの都合により家庭で保育することができない場合に一時的に預かります。	延べ利用者数：960 人日 実施か所数：1 か所
⑥ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育てを助けて欲しい人(依頼会員)の要望に応じて子育てのお手伝いができる人(提供会員)を紹介し相互の信頼と了解の上で、一時的にこどもを預かる会員組織です。センターにはアドバイザーがいて依頼会員からの育児の依頼に対し提供会員を紹介します。	延べ利用者数：1,400 人日 提供会員数：75 人 両方会員数：5 人
⑦乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に家庭訪問を行い、異常の早期発見、様々な不安の相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行い必要なサービスにつなげます。	訪問件数：全ての家庭
⑧地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターは、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に利用できる地域に開かれた場です。子育てに対する不安や負担の軽減を図ることを目的とした事業を実施しています。	延べ利用者数：65,000 人日 実施か所数：6 か所
⑨放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図ります。	定員：1,757 人 実施か所数：37 か所
⑩養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師や看護師等が家庭訪問を実施し、養育に関する指導・助言を行います。	訪問家庭数： 対象となる全ての家庭
⑪利用者支援事業	子育て支援に関する制度、施設、サービス等をスムーズに利用できるよう利用者支援専門員がサポートします。	実施か所数： 基本型1か所、こども家庭センター型1か所
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園へ保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。	支給児童数：対象者全て
⑬多様な主体が体制圏に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置または運営を促進するための事業です。必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。	
⑭子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	延べ利用者数：336 人日
⑮児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、包括的な支援を提供することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	利用者数：6 人
⑯親子関係形成支援事業	親子の再統合には、丁寧で隙間のない支援が求められ、支援を行う職員の人材の育成と継続的な支援を行える体制を構築していく必要があります。そのため、子育て支援に携わる職員が、保護者支援プログラムを用いて親子再統合支援を進めていくため、子育てについてのアドバイスができるよう人材育成を行います。	
⑰妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、母子健康手帳交付や新生児訪問などの母子保健施策と連携を図りながら、全ての妊婦・配偶者・子育て家庭が安心して出産・子育てができる切れ目のない支援体制を実施します。	延べ面談実施回数： 対象となる全ての家庭
⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度(こども誰でも通園制度)が開始されることから、地域のニーズを把握した受け入れ体制を確保できるよう、公私立施設との調整を行います。(令和8年度から正式実施)	延べ利用者数：15 人日
⑲産後ケア事業	退院直後の母子に対して産後も安心して子育てができるよう短期入所型、通所型、居宅訪問型で心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。	利用者数： 対象となる全ての家庭

伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針・施設整備計画

本市においては、市内公立教育・保育施設について、令和11年度までの計画期間中の整備の状況を以下のとおりとします。

		現状		計画期間中の施設の状況	計画期間以降の将来的な方向性
保育所	(1)	明倫保育所	⇒	存続 併設施設の機能転換の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合を検討していきます。
	(2)	浜郷保育所	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合を検討していきます。
	(3)	保育所きらら館	⇒	存続	市における子育て支援のモデル的役割を担う多機能保育所として存続させていきます。
	(4)	保育所しらとり園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合による認定こども園化を含め、施設の方向性を検討していきます。
	(5)	保育所ゆりかご園	⇒	存続	多様な保育ニーズに対応した、小俣地区における拠点施設として、他の施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。
	(6)	御園第一保育園	⇒	存続 建替時期及び機能追加の検討	延長・休日保育等の多機能化を検討し、御園地区における拠点施設として、御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(7)	御園第二保育園	⇒	存続 建替時期及び機能追加の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(8)	ふたみ保育園	⇒	存続	二見地区における子育て支援の拠点的役割を担う多機能施設として存続させていきます。
認定こども園	(9)	しごうこども園	⇒	存続	地域の子育て支援の拠点的役割、保幼小の連携等の実践研究を担う多機能施設として存続させていきます。
幼稚園	(10)	小俣幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、検討していきます。
	(11)	明野幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の園児数を考慮し、他の施設との統合も含め、存続について検討していきます。

伊勢市こども計画 <概要版>

発行：令和7年3月 編集：伊勢市健康福祉部子育て応援課
〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL：0596-21-5561 FAX：0596-21-5555 E-mail：kosodate@city.ise.mie.jp